

三朝町未熟児養育医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年7月14日

三朝町長

三朝町規則第12号

三朝町未熟児養育医療に関する規則の一部を改正する規則

三朝町未熟児養育医療に関する規則（平成26年三朝町規則第6号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第10条関係） 略 備考 1 「所得割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、同法第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第5項の規定は、適用しないものとする。）をいう。 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額から控除して得た額を所得割の額とする。 2～7 略	別表（第10条関係） 略 備考 1 「所得割」とは、地方税法（昭和25法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、同法第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項並びに第5条の4の2第6項の規定は、適用しないものとする。）をいう。 なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額から控除して得た額を所得割の額とする。 2～7 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。